

契約締結前交付書面 新旧対照表

改正前	改正後
店頭外国為替証拠金取引説明書	店頭外国為替証拠金取引説明書
(略)	(略)
店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて	店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて
(略)	(略)
④益金に係る税金	④益金に係る税金
個人のお客さまが行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップ金利（スワップポイント）収益）は、 <u>「雑所得」として総合課税の対象となりますので、雑所得が年間（1月1日から12月31日まで）20万円を超えた場合には、確定申告をする必要があります。</u>	個人のお客さまが行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップ金利（スワップポイント）収益）は、 <u>2012年1月1日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。</u>
(略)	(略)
店頭外国為替証拠金取引に関する禁止行為	店頭外国為替証拠金取引に関する禁止行為
(略)	(略)
u. 通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。v. において同じ。）につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額（平成23年8月1日以降は、想定元本の4%。以下同じ。）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること。	u. 通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。v. において同じ。）につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額（ <u>顧客が個人の場合は、</u> 想定元本の4%。以下同じ。）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること。
(略)	(略)
以上	以上